

倫理規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人鳥取クリエイティブプラットフォーム（以下「当法人」という。）の事業実施上の倫理について必要な事項を定め、事業者、利用者等の権利擁護を図り、もって当法人に対する社会的信頼の一層の向上に資することを目的とする。

(組織の使命及び社会的責任)

第2条 当法人は、その設立目的に従い、鳥取の人々の創造性の涵養・発揮を促進することをめざす重大な責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たる。

(社会的信用の維持)

第3条 当法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努める。

(基本的人権の尊重)

第4条 当法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしない。

(法令等の遵守)

第5条 当法人は、関連法令及び当法人の定款、本規程、その他の規程類を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営する。

2 当法人は、暴力団その他の反社会的勢力との取引は一切行わない。

3 当法人の役員及び職員（以下、役職員という。）は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなく、別に定めるコンプライアンス規程に則り対応する。

(私的利益追求の禁止)

第6条 当法人の役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第7条 当法人は、利益相反を防止することを示すため、理事の職歴及び賞罰等について自己申告させるとともに、別に定める「情報公開規程」に基づき公開する。

- 2 当法人は、当法人の事業等を行うにあたり、会員、役職員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与える行為を行わない。
- 3 当法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させ、理事については監事が、監事及び職員については理事がその内容を確認し、必要な是正措置を講じる。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第8条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行わない。

(情報開示及び説明責任)

第9条 当法人は、事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努める。

(個人情報保護)

第10条 当法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮する。

(研鑽)

第11条 当法人の役職員は、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第12条 当法人は、必要あるときは、総会の決議に基づき専門の委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の審議を経て、委員長が行う。

付 則

この規程は令和6年11月8日から施行する。